

四日市市告示第416号

道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条の規定により放置自動車等の保管状況を次のように告示する。

平成27年 10月15日

四日市市長 田中俊行

1. 保管した違法放置物件の車種車名、台数、その他
 - ・車種 普通自動車
 - ・車名 シボレーブレイザー 紺色
 - ・形状 トラック型
 - ・台数 1台

2. 保管した違法放置物件の放置されていた場所及び、その違法放置物件を除去した日時
 - ・放置場所 四日市市北山町内 市道（北山1号線）上
 - ・除却した日時 平成27年 9月14日

3. 違法放置物件の保管を始めた日時及び保管場所
 - ・保管を始めた日時 平成27年 9月14日午後3時40分
 - 保管場所 三重県四日市市生桑町995-58 四日市市道路補修事業所

3. 前3号に掲げるもののほか、保管に係る車両の放置期間の把握及び確認期間等返還の参考事項
 - ・放置把握期間 平成20年ころから平成27年2月9日まで
 - ・放置確認期間 平成27年2月9日から平成27年 9月14日
起算して210日以上
 - ・保管期間 除去した日から起算して180日

5. 連絡先
 - 四日市市諏訪町1番5号
 - 四日市市役所 都市整備部道路管理課 管理係 TEL059-354-8209